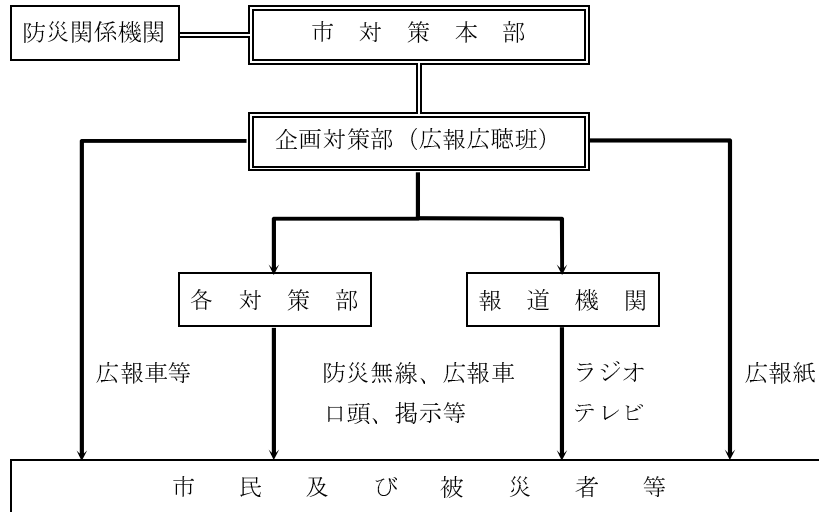


第6節 災害広報

第1 市民・被災者等に対する広報の流れ



第2 広報担任

部名	広報要領
総務対策部	○ 防災無線（サイレンを含む。）及び広報車等による広報
企画対策部	○ 報道機関への要請（依頼）及び記者会見による広報 ○ 広報紙等による広報 ○ 避難所の掲示及び口頭による広報
その他の対策部	○ 広報車等による広報 ○ 現地での口頭による広報

第7節 応援要請

風水害等災害により、大規模な被害を受け、市独自で対応できない場合は、自衛隊、道、他市町村及び各種団体等の応援を受け災害対策を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第6節「応援要請」に準ずる。